

一般社団法人日本放射線看護学会 名誉会員に関する申し合わせ

1. 名誉会員

- (1) 一般社団法人日本放射線看護学会（以下「本会」）は、定款第6条（5）により、本会の事業に顕著な功績のあった会員で、理事会にて承認された者を、名誉会員にすることができる。
- (2) 名誉会員は、原則として会員歴が10年以上であり、学会の理事長、学術集會会長等をつとめたものとする。

2. 推薦

- (1) 理事会は、名誉会員を推薦することができる。
- (2) 正会員は理事会に対して、理由を付して、名誉会員を推薦することができる。

3. 会費等

- (1) 名誉会員は正会員と同等の権利を有する。
- (2) 名誉会員の会費は無料とする。
- (3) 名誉会員の学術集會の参加費は無料とする。

本申し合わせは、令和1年6月15日から施行する。